

「介護保険負担限度額認定申請」のご案内

【参考】介護保険負担限度額の認定とは……

施設入所の際に自己の負担となる「居住費」と「食費」について、所得・預貯金等の状況に応じて、その負担額の上限を設ける（自己負担額を軽減する）制度の対象者を認定するものです。

軽減対象サービス・施設：短期入所生活介護（ショートステイ）・短期入所療養介護・特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）・介護老人保健施設・介護医療院

※ 上記以外のサービスや施設（デイサービス、デイケア、グループホーム、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等）は軽減されません。

提出書類

- | | |
|----------------------------|--|
| ①申請書(この通知に同封のもの) | ○裏面にある同意欄に記入すること |
| ②預貯金等の金額が確認できる書類 | <p>○必ず申請日時点で直近の入出金が記帳されていること。</p> <p>○申請日の前4ヶ月程度の入出金が確認できること。</p> <p>○本人及び配偶者（内縁関係を含む）の全ての通帳（※特に定期預金の提出漏れが多いので要注意）等が必要。</p> <p>○コピーの場合は、金融機関名・支店名・口座名義人がわかるページを添付すること。</p> |
| ③本人確認書類 | <p>○運転免許証・パスポート・住基カード・マイナンバーカード・障害者手帳など官公署発行の身分証明書等で顔写真つき：1点</p> <p>○介護保険被保険者証（ピンク色）・健康保険被保険者証・年金手帳など官公署発行で顔写真なし：2点</p> |
| ④代理人の本人確認書類
※本人申請の場合は不要 | <p>ケアマネジャー以外の方による代理申請の場合</p> <p>○代理人の本人確認書類（③と同様のもの）</p> <p>ケアマネジャーによる代理申請の場合</p> <p>○介護支援専門員証</p> |

預貯金等を含む

- 預貯金（普通預金・定期預金等）
- 有価証券（株式・国債・地方債・社債等）
- 金・銀など購入先の口座残高により時価評価額が容易に把握できる貴金属
- 投資信託
- タンス預金（現金）
- 負債（借入金・住宅ローンなど）

預貯金等に含まない

- ×生命保険
- ×自動車
- ×時価評価額が不明の貴金属
- ×その他高価な価値のあるもの（絵画や骨董品等）

※ 本人の意思確認が困難な場合は、個人番号欄は記入せずにご提出ください。個人番号欄が空欄の場合は個人番号の確認ができるものは不要です。

※ 法令改正により令和7年8月から利用者負担段階や基準費用額が一部変更されます。（裏面参照）

※ 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

<<更新書類の提出・問い合わせ先>>

※郵送も可能です。その際は記入もれや添付もれにご注意ください。

〒511-8601 桑名市中央町二丁目37番地

桑名市役所 介護高齢課 1階⑭番窓口 Tel 0594-24-1170

■利用者負担段階の設定 令和7年8月から

利用者負担段階	対 象 者		預貯金等の上限額
第1段階	生活保護受給者		要件なし
	市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者		単身1,000万円まで 夫婦2,000万円まで
第2段階	世帯全員 が市民税 非課税	本人の課税年金収入額＋非課税年金収入額＋ 合計所得金額が 80.9万円以下	単身 650万円まで 夫婦1,650万円まで
第3段階①		本人の課税年金収入額＋非課税年金収入額＋ 合計所得金額が 80.9万円超～120万円以下	単身 550万円まで 夫婦1,550万円まで
第3段階②		本人の課税年金収入額＋非課税年金収入額＋ 合計所得金額が 120万円超	単身 500万円まで 夫婦1,500万円まで
第4段階	世帯に市民税課税者がいる者 又は 本人が市民税課税者		

※第4段階の人や、預貯金の額が各段階の上限を超える場合は負担軽減の対象外です。

■基準費用額及び負担限度額（1日当たり） 令和7年8月から

			基準 費用額	負担限度額			
				第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②
食費	施設サービス		1,445 円	300 円	390 円	650 円	1,360 円
	短期入所サービス			300 円	600 円	1,000 円	1,300 円
居住費	多床室	特養等	915 円	0 円	430 円	430 円	430 円
		老健・医療院等	【697 円】 437 円				
	従来型 個室	特養等	1,231 円	380 円	480 円	880 円	880 円
		老健・医療院等	1,728 円	550 円	550 円	1,370 円	1,370 円
	ユニット型個室の多床室		1,728 円	550 円	550 円	1,370 円	1,370 円
	ユニット型個室		2,066 円	880 円	880 円	1,370 円	1,370 円

※基準費用額（標準的な費用の額）等と負担限度額との差額が、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付することで自己負担額が軽減されます。

※令和7年8月から一部の老健・医療院の基準費用額が【】の金額に変更されます。なお、負担限度額認定を受けた方の自己負担額は変わりません。